

箕面市食品ロス削減推進計画（素案）の概要

1. 計画の位置づけ

「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条の規定に基づく市町村食品ロス削減計画です。
大阪府食品ロス削減推進計画を踏まえ、かつ箕面市一般廃棄物処理計画との調和を保って策定しています。

■ 計画期間：令和4年4月～

計画の終期は定めませんが、大阪府計画の中間年・最終年をめぐりに評価を行い、必要に応じて内容を見直します。
また、大阪府計画が見直されたり改訂された場合はその内容を反映します。

2. 基準値と目標値

■ 「食品ロス量」の基準値と目標値

- ・国・大阪府に準じ、事業系、家庭系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減をめざします。
- ・基準値は、大阪府の家庭ごみ量に占める食品ロス量の割合（食品ロス率：13.4%）を本市のごみ量に適用して求めます。
- ・人口増減に左右されないよう、単位は「1人1日あたり排出量」とします。

	2000年度 (基準値)	2019年度 (現状値)	2030年度 (目標値)
家庭ごみ	94.35 g/人/日	67.77 g/人/日	47.17 g/人/日
事業系ごみ	49.71 g/人/日	39.86 g/人/日	24.85 g/人/日

■ 「食品ロス削減に取り組む市民の割合」の基準値と目標値

- ・市民満足度調査（隔年実施）において、食品ロス削減の取組を「いつもする」「ときどきする」と回答した人の割合とします。

2021年度（基準値）	2030年度（目標値）
（調査結果は令和4年3月中に公表予定）	基準値×1.1

3. 基本的施策の推進

基本的施策	
事業者への取組	(1) 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援
	(2) フードバンク活動の支援
	(3) 飲食店の“食べきり・持ち帰り”の取組の支援
	(4) 食料品販売店の“てまえどり”活動の推進
	(5) 食品ロス削減の取組事例の情報提供
	(6) 事業者の取組にかかる公表等
消費者への取組	(1) 啓発媒体の活用
	(2) 食品ロス削減月間における啓発の実施
	(3) 既存イベントにおける啓発イベントの展開
	(4) フードバンク活動の支援
	(5) “食べきり”・“持ち帰り”・“てまえどり”の啓発
排出者としての取組	市立小・中学校給食における残食率の抑制 市立病院給食における廃棄食品の低減

4. 計画の推進

計画の推進にあたっては、市の様々な部局が協力、連携し、情報を共有しながら取り組みます。

- ・廃棄物行政担当部局
- ・商工業所管部局
- ・福祉部局
- ・子育て支援関連部局
- ・学校教育部局
- ・市立病院事務局 など

また、計画の進捗管理は、箕面市廃棄物減量等推進審議会で行います。